

消費者ネット広島御中

西本ハウス第6回期日報告書

2019年10月15日
弁護士 吉田修一郎

1 事件の表示

事件番号 広島地方裁判所平成31年(ワ)第107号
事件名 不当契約条項使用差止請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者ネット
被告 株式会社西本ハウス

2 裁判期日(第6回)

令和元年10月15日午後3時00分から 広島地裁274号法廷

3 期日報告

(1) 出頭者(電話会議)

原告 山本弁護士、風呂橋弁護士、工藤弁護士、吉田
被告 山崎健介弁護士、宇田明日香弁護士

(2) 審理

裁判所から提示された令和元年9月3日付和解案について、原告被告共に異論無く(原告の縦覧手続も完了済)、同案を主任裁判官が読み上げて内容を再確認し、和解成立。

4 次回期日

和解成立により、終結。

以上